

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成14年 6 月20日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成14年規程第16-1号

東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（施設・センター長候補者の選出）

第 6 条 附属特殊教育研究施設長候補者，附属環境教育実践施設長候補者，附属教育実践総合センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者，教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。

第 6 条の 2 を削る。

附則第 3 項を削り，第 4 項を第 3 項とする。

附 則

- 1 この規程は，平成14年 6 月20日から施行する。
- 2 この規程施行の際，現に附属特殊教育研究施設長となつている者は，この規程により選考されたものとみなす。

東京学芸大学役付職員選考規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （附属特殊教育研究施設長候補者の選出） <u>第6条 附属特殊教育研究施設長候補者の選出は、当該研究施設専任の教授のうちから附属特殊教育研究施設運営委員会が行う。</u> （附属環境教育実践施設長候補者、附属教育実践総合センター長候補者、留学生センター長候補者、国際教育センター長候補者、教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出） <u>第6条の2 附属環境教育実践施設長候補者、附属教育実践総合センター長候補者、留学生センター長候補者、国際教育センター長候補者、教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は、本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</u> 〔省略〕 附 則 1 この規程は、昭和42年6月20日から施行する。 2 この規程施行の際、現にその職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。 <u>3 第6条の規定にかかわらず、同条の教授には、当分の間、教授である当該研究施設運営委員会委員を含むものとする。</u> <u>4</u> 次の規程は、廃止する。 東京学芸大学学部主事選考規程（昭和41年規程第1号） 東京学芸大学附属図書館長選考規程（昭和30年規程第1号） 東京学芸大学教務補導部長及び分校主事選考規程（昭和28年規程第1号） 東京学芸大学附属学校部長選考規程（昭和28年規程第3号） 東京学芸大学附属学校長選考規程（昭和28年規程第4号） 〔省略〕	〔省略〕 （施設・センター長候補者の選出） <u>第6条 附属特殊教育研究施設長候補者、附属環境教育実践施設長候補者、附属教育実践総合センター長候補者、留学生センター長候補者、国際教育センター長候補者、教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は、本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</u> 〔省略〕 附 則 1 この規程は、昭和42年6月20日から施行する。 2 この規程施行の際、現にその職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。 <u>3</u> 次の規程は、廃止する。 東京学芸大学学部主事選考規程（昭和41年規程第1号） 東京学芸大学附属図書館長選考規程（昭和30年規程第1号） 東京学芸大学教務補導部長及び分校主事選考規程（昭和28年規程第1号） 東京学芸大学附属学校部長選考規程（昭和28年規程第3号） 東京学芸大学附属学校長選考規程（昭和28年規程第4号） 〔省略〕 附 則 <u>1 この規程は、平成14年6月20日から施行する。</u> <u>2 この規程施行の際、現に附属特殊教育研究施設長となつている者は、この規程により選考されたものとみなす。</u>